

二区生活センターの利用料金

部屋別利用料金（午前9時～午後9時）

単位：1時間につき

部 屋 名	利 用 料 金	暖 房 料 金
老人研修室	990円	210円
研修室	600円	140円
会議室A	390円	70円
婦人研修室	240円	40円
会議室B	240円	40円
青年研修室	240円	40円
調理室	390円	70円

* 入場料を徴収し、又は営利を目的として利用する場合は利用料金の額の2倍とする（暖房料金は除く）。

* 利用料金の計算に当たり、1時間未満は1時間とする。

* 午後9時から翌日の午前9時まで引き続き利用する場合は、利用料金の額の4分の1とする（暖房料金は除く）。ただし、展示物、機材等の保管は無料とする。

* 利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附属設備利用料金

単位：1時間につき

加 工 機 器 名	利 用 料 金	備 考
調理用ガス機器	130円	1台当たり

* 利用料金の計算に当たり、1時間未満は1時間とする。

利用料金の減免基準

減 免 区 分	減額率
1 次に掲げるものが教育又は保育活動のための行事に利用する場合 (1) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(幼稚園、小学校又は中学校に準ずる教育を施すものに限る。) (2) 市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条に規定する保育所等及び認定こども園 (3) 市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び同法第59条の2に規定する認可外保育施設	100%
2 中学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会、講習会等に利用する場合	
3 地域の老人クラブが利用する場合で、特に市長が認めた場合	
4 葬儀に利用する場合で、次のいずれかに該当する場合 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者が喪主となって、葬儀を行う場合 (2) 生活保護法の規定による保護を受けている者が死亡した場合であって、当該死亡者の葬儀を行う場合	
5 1から4までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	
6 次に掲げるものが主催する競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合 (1) 市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等学校に準ずる教育を施すものに限る。)及び大学、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校 (2) 北海道立北見高等技術専門学院 7 高等学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合	50%
8 次に掲げる施設が行事に利用する場合 (1) 市内の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4、第20条の5及び第20条の6に規定する施設 (2) 市内の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (3) 市内の児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設	
9 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者(介助者を含む。)及びその関係者で構成する団体が利用する場合	
10 町内会、連合町内会等がその事業のために利用する場合	
11 6から10までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	30%
	市長が必要と認める減額率

*4以外の場合は、暖房・附属設備に係る利用料金は減免の対象になりません。